

政策会議報告書

平成28年5月24日

報告者 総務部長

<p>件名</p>	<p>再就職者による依頼等（働きかけ）の禁止について</p>		
<p>要旨</p>	<p>地方公務員法が改正され、平成28年4月から、退職後に<u>営利企業等</u>^{※1}に再就職した元職員は、再就職先と所沢市との間の<u>契約等</u>^{※2}に関して、在職当時属していた組織に現在属している職員に対し働きかけることについて次のとおり禁止されることとなりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全ての再就職者は、退職前5年間に在職していた組織の現職職員に対して働きかけることについては、退職後2年間、禁止されます。 ○全ての再就職者は、在職中に自らが（最終決裁権者として）決定した契約・処分に関して現職職員に対して働きかけることは、期間の定めなく禁止されます。 ○退職前5年間より前に、部長相当職に就いていた場合は、部長相当職に就いていたときに在職していた組織の現職職員に対しても、退職後2年間、働きかけることは禁止されます。 <p>これらの規制に違反した元職員には過料又は刑罰が科せられます。また、元職員から働きかけを受けた現職職員は、所定の様式により公平委員会にその旨を届け出る義務があります。</p> <p>このことについて所属長に通知しますので、職員に周知していただくようお願いいたします。</p> <p>また、平成28年3月31日以降に退職した職員に対しても同様の趣旨の通知を送付するとともに、市ホームページにおいて周知を図ることとします。</p> <p>※1 営利企業等 営利企業及び非営利法人（国、地方公共団体、特定独立行政法人、特定地方独立行政法人、国際機関を除く。）</p> <p>※2 契約等</p> <ul style="list-style-type: none"> ①再就職先と所沢市との間で締結される契約 ②再就職先に対する所沢市の処分 		
<p>所管名</p>	<p>総務部 職員課</p>	<p>電話番号</p>	<p>04-2998-9048</p>

※ 会議の7日前までに関係資料を添え、31部提出してください。

※ 報告書（関係資料を除く）のデータもメールで送付してください。